

第二種電気工事士学科試験 例題

7. 一般用電気工作物等の保安に関する法令

一般用電気工作物等の保安に関する法令の出題範囲は、

- ①電気工事士法、同法施行令、同法施行規則
- ②電気設備に関する技術基準を定める省令
- ③電気用品安全法、同法施行令、同法施行規則及び電気用品の技術上の基準を定める省令 です。

特に①電気工事士法は、電気工事士のことを定めた最も基本的な法律ですから、法令で定められた基本事項については覚えておく必要があるのは言うまでもありません。

また、技術基準は施工上守らなければならない安全基準を定めたものですから、そのポイントを良く理解しましょう。

第二種電気工事士の場合は、電気工事士法、電気設備に関する技術基準、電気用品安全法をよく学習し、各法令・基準の理解とそれを遵守する意識を身につけて下さい。

以下では、いくつかの例題を示しています。

例題 7 - ①

「電気工事士法」の主な目的は。

- イ. 電気工事に従事する主任電気工事士の資格を定める。
- ロ. 電気工作物の保安調査の義務を明らかにする。
- ハ. 電気工事士の身分を明らかにする。
- ニ. 電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与する。

解答・解説

ニ. 電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与する。

- 電気工事士法が定められた目的は、電気工事士法第1条(目的)に、「電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与すること。」と定められています。よって、解答は、ニ.「電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与する。」です。

！ポイント！ 例題は、電気工事士法の理解度を問うもので、特にその目的を正しく理解しておくことは、電気工事士の心構えとして非常に重要です。しっかり勉強して身につけておきましょう。

例題 7 - ②

電気工事士法において、一般用電気工作物の工事又は作業で電気工事士でなければ従事できないものは。

- イ. 電圧600V以下で使用する電動機の端子にキャブタイヤケーブルをねじ止めする。
- ロ. 火災感知器に使用する小型変圧器（二次電圧が36V以下）二次側の配線をする。
- ハ. 電線を支持する柱を設置する。
- ニ. 配電盤を造営材に取り付ける。

解答・解説

ニ. 配電盤を造営材に取り付ける。

- 「電気工事士法」では、第3条で、電気工事士免状の交付を受けているものでなければ、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業に従事してはならないと規定しています。ただし、政令（「電気工事士法施行令」）第1条に定める「軽微な工事」は電気工事から除かれています。イ.ロ.ハ.の工事は、「軽微な工事」に該当しますので、正答は、ニ. です。

！ポイント！ 例題は、電気工事士法からの基本的な出題です。本出題で取り上げた電気工事の範囲など、法令で定められた基本事項については確実に覚えておきましょう。